



今月号は、節約マニア必見！難易度レベルマックス！

昔は、国保だけ気をつければ良かった・・・。

後期高齢者医療制度、介護保険がこんなに複雑とは・・・。



所得税・贈与税の確定申告お済ですか？

申告が済んでほっとしていると、その申告額を基に市役所からさまざまな通知が次々と届きます。

後期高齢者医療制度と介護保険では、基準となる判定項目がさまざまあり、疑問を持たれる場合も出てきております。

今月号は、新潟市民対象の記事です。新潟市以外の方は各市町村要確認。

(その1) 昔の確定申告での説明

後期高齢者医療制度がなかった頃の資産税申告(譲渡)などでは、

あなたは、国民健康保険(以下、「国保」)加入者ですか？

特別控除前の譲渡所得金額があるため、国民健康保険が1年間上がりますね。

なお、譲渡所得者が、社会保険加入者なら、社会保険料は変わりません。

と、説明していました。

国保と扶養(控除対象配偶者)の判定を説明すれば満点応接でした。

(その2) 難解な税金用語を理解できますか？

後期高齢者の負担する保険料など項目が多く、その判定には、**高度の税金用語**が理解できないといけません。

この言葉を全て正確に理解出来ますか？

均等割35300円(保険料)には軽減措置があります。

軽減割合には、「**合計所得**」という言葉を理解しないといけません。

次に所得割(保険料)を加えて年間の保険料が求められます。

所得割には、「**総所得金額**」という言葉を理解しないといけません。

医療費の負担には、1割負担と3割負担があり、

ますが、「**課税所得**」で振り分けられ、一度は、3割負担者扱いとなっても、

「**収入**」によって1割負担者(申請が条件)となることができます。

高額療養費制度は、通院と入院に分かれ、

かつ、自己負担限度額(月額)が区分されていることから、

3割負担者と1割負担者とではトータル負担差が開くばかりですね。

総所得金額

読み進むと
2つ答えへ？



課税所得

所得税なの？
住民税なの？

（その3）介護保険料の所得の捉え方は、後期高齢者・国保とは違ってきます？

前ページの用語の意味が分っても、所得の捉え方には、その先があります？

介護保険料は、所得の捉え方を「**単年度ベース**」としております。

例えば、株式の繰越控除制度を使って還付申告をする方がいるとします。

介護保険料は、第1段階～第14段階に分かれた保険料となっています。

後期高齢者均等割にあった、「**合計所得**」という言葉を理解しないといけません。

（市役所からの回答では、介護保険では繰越控除**前**の所得により判定）

（市役所からの回答では、後期高齢者では、繰越控除**後**の所得により判定）

株式の還付金と介護保険料の増加差額を比較して申告ください。（もう理解の限界へ）

後期高齢者対策は、まず課税所得対策が最優先です。（この謎を解きこそ、究極対策）

（その4）《こんな対策の実践編》 事業専従者の給与（控除）の取扱

例えば、農業所得が今年の米価下落で、白色専従者控除前で60万円とします。

（年金収入は、夫婦とも年間90万円とします。）

妻は、控除対象配偶者にしても、事業専従者にしても、所得税は掛かりません。

しかし、夫が後期高齢者の場合には、保険料に差が出たらどうします？

（均等割の合計所得では、専従者控除**前**により判定。）

（均等割の総所得所得では、専従者控除**後**により判定。）

結果、均等割の夫の所得は、どちらも60万円となり、9割軽減とはならず、所得割額の保険料は、妻を専従者としたほうが安くなることになります。

（その5）申告前に検討すること。事前対策はあるか、いつまでに行なうか？

株式の損失繰越を使って、今年の源泉分離課税を取り戻す申告はすべきか？

この場合のデメリットに何だろうか？

今後の所得推計だけでなく、将来の収入推計も行ない、後期高齢者対策をいつから、どんな対策は何をしたら良いか、裏技も含めご検討ください！

（頭が痛くなるような特集号でした。是非この謎解きに挑戦ください。）

万代つばさグループ代表
発行者 八百板 誠

（ 税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士 ）
（ 八百板誠行政書士事務所 ）

事 務 所 ： 新潟市中央区下大川前通7ノ町2230番地 （8階建の1階奥です）

025（228）4697

編集者より 記事は独自の調査分析により書き上げております。

明示、黙示にかかわらず、発行者（当事務所）がこれを保証するものではありません。